

## 建設工事等に要する経費の前払金の支払について（通知）

平成 10 年 7 月 31 日 10 財第 97 号  
各部局長、教育長、警察本部長、  
議会・各委員会事務局長、企業・  
病院局長あて総務部長

このことについては、平成 7 年 3 月 22 日付け 6 財第 334 号「建設工事等に要する経費の前払金の支払について（通知）」により実施されているところですが、今回様々な事情を考慮し、下記により取り扱うこととしたので、注意してください。

### 記

- 1 前払金の支払割合は、次のとおりとし、支払限度額は設けない。
    - (1) 建設工事 40%以内  
なお、債務負担行為に係る契約については、「請負代金額」とあるのを、「当該会計年度の出来高予定額」と読み替えて準用する。
    - (2) 委託業務 委託金額にかかわらず 30%以内
  - 2 施行日等  
平成 10 年 9 月 1 日から施行し、同日以後に入札するものから適用する。
  - 3 経過措置  
当分の間、従前の建設工事請負契約書を使用する場合は、次の特記事項を設けるものとする。
- (別紙) 特記事項  
省略